



小野寺 真大くん
(中田町弥勒寺南・健太さん)



渡邊 かずみちゃん
(東和町米谷第6・信孝さん)



芳賀 桜空ちゃん
(東和町米川第3・和博さん)



菅原 大夢くん
(東和町米谷第5・勝也さん)



千葉 広輝くん
(中田町八幡山・隼人さん)



鈴木 沢望くん
(中田町表・修正さん)



菅原 日汰くん
(中田町加賀野一・惇一さん)



菅原 叶多くん
(中田町野元・大輔さん)



佐藤 大和くん
(中田町神畑・直樹さん)



齋藤 将太くん
(豊里町保手・弘之さん)



大森 章広くん
(豊里町上谷地・健広さん)



菅原 龍門くん
(石越町寺山・友洋さん)



千葉 のどかちゃん
(中田町加賀野一・康哉さん)



佐藤 吏希ちゃん
(中田町南加賀野・恵さん)



佐藤 結菜ちゃん
(豊里町下町・聡さん)



佐藤 陽菜ちゃん
(豊里町下町・聡さん)



佐藤 詩衣菜ちゃん
(豊里町大曲・翔さん)



日野 克美くん
(豊里町横町・一樹さん)



三條 雅くん
(豊里町横町・雄也さん)



※ () 内には申し出があった保護者の名前を掲載しています。



清野 月愛ちゃん
(津山町入沢・徹さん)



三浦 麗美ちゃん
(豊里町浦軒・優香さん)



三浦 明莉ちゃん
(豊里町横町・純さん)

4月17日までの3歳児健診(3歳6カ月~7カ月児)でむし歯がなかった子は、市内5地区で30人中22人でした

6月4日~10日は「歯の衛生週間」です

歯みがきは じょうぶなからだの 第一歩

(平成24年度歯の衛生週間スローガン)

あなたの口の中は健康ですか？ 楽しくおいしい食事をするためには、口の中の健康を保つことがとても大切です。

市では、皆さんの口の健康を維持するお手伝いをするため、妊婦・一般歯科健康相談や幼児歯科検診、31歳・40歳になる人を対象とした厄年歯周疾患検診などを実施していますので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ】 ▶市民生活部健康推進課 (地域保健係) ☎ 0220 (58) 2116



6月1日~7日は「第54回全国水道週間」

北上川水系流域見学会を開催します

わたしたちの大切な水道水の元となる水源と、水道への理解をより深めていただくため、北上川流域見学会を開催します。

多くの皆さんの参加をお待ちしています。 【日時】 7月1日(日) 午前8時出発 午後5時40分解散(予定) 【場所】 ①「弓弭の泉」(岩手県岩手郡岩手町) ②「旧松尾鉾山新中和処理施設」(岩手県八幡平市)

【募集対象】 小学生以上(小学生は保護者同伴) 【募集人数】 40人 【参加費】 2,000円(昼食代込み) ※見学会当日にご持参ください

【応募方法】 はがきに住所(郵便番号も記入)、氏名・年齢(全員の名前年齢を記入)、電話番号、「北上川水系流域見学会参加希望」と記入の上、応募してください。 【応募先】 〒987-0702 登米市登米町寺池日子待井381番地1 「登米市水道事業所水道管理課」

※1枚のはがきで5人まで応募できます。 【応募締切】 6月18日(月) 必着 ※応募者多数の場合は抽選になります。

【問い合わせ】 水道事業所水道管理課 ☎ 0220 (52) 3313

国民年金だより

ご存知ですか? 「学生納付特例制度」

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の人は一時的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、専修学校、一部の海外大学の日本分校などに在学する人です(夜間・定時制課程や通信制課程の人も含まれます)。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、再申請の用紙が送られてきますので、必要事項を記入し返送してください。

保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故で障害や死亡といった事態に遭遇してしまったとき、自身や家族の経済的な支えとなる年金を受け取ることができなくなります。納めることが困難な場合は申請をしましょう。

また、平成24年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

東日本大震災に伴う特例免除の申請期限のお知らせ

震災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた人などは、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の全額免除または若年者納付猶予を受けることができます。

免除などを希望する人でまだ申請手続きが済んでいない人は、6月29日までに最寄りの総合支所市民課または古川年金事務所に申請してください。※すでにこの期間について、全額免除の決定をされている人は、改めて申請する必要はありません。

※申請する際は、被災状況届などの書類を添付する必要がありますが、市町村から交付された罹災(りさい)証明書を添付することで損害額の確認ができる場合は、被災状況届の添付は不要です。

【問い合わせ】 ▶市民生活部国保年金課年金医療係 ☎ 0220 (58) 2166 ▶古川年金事務所国民年金課 ☎ 0229 (23) 1204

●弓弭の泉

北上川の源流には諸説がありますが、国土交通省では岩手町御堂観音境内「弓弭の泉」の湧水を源流としています。大きな杉の根元から流れ落ち、北上川の最初の一滴がここから始まります。



●旧松尾鉾山新中和処理施設

岩手県八幡平市にある松尾鉾山は、大正3年から約60年間にわたり大規模な硫黄の採掘が行われ、閉山後、強い酸性の水が流れ出し、大きな被害が発生しました。



このような被害を防ぐため、昭和56年に旧松尾鉾山新中和処理施設が建設され、旧松尾鉾山から流れ出る強酸性の水を中和させる処理を行っています。